

令和2年度指定管理業務に関する事業報告書（地域包括支援センター）

センター名 京都市陶化地域包括支援センター

1 施設の管理運営

【開所日及び開所時間帯】 月～土 午前9時～午後5時 休業時間・休業日は電話転送担当者へ。緊急時には担当者に連絡できる体制をとっている。 【事業実施地域】 南区 陶化、東和、上鳥羽学区
(参考) 今後実施予定の指定管理者提案内容

2 事業実施内容

(1) 老人福祉法第20条の7の2第1項に規定する老人介護支援センターとして実施する事業 ア 地域の高齢者の福祉に関する各般の問題につき、高齢者、その者を現に養護する者、地域住民その他の者からの相談に応じ、必要な助言を行う。 イ 居宅において介護を受ける高齢者又はその者を現に養護する者と市町村、老人居宅生活支援事業を行う者、老人福祉施設、医療施設、老人クラブその他高齢者の福祉を増進することを目的とする事業を行う者等との連絡調整 ウ 居宅において介護を受ける高齢者の状況把握、高齢者福祉等に関する情報提供並びに相談対応及び指導 (2) 介護保険法第8条の2第18項に規定する介護予防支援事業 (3) 介護保険法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業を行う場合の介護予防ケアマネジメント（第一号介護予防支援事業） (4) 介護保険法第115条の38第1項第2号から第5号に規定する次の事業 ア 介護予防ケアマネジメント事業 イ 総合相談支援事業 ウ 権利擁護事業 エ 包括的・継続的ケアマネジメント事業 (5) 京都市が実施する「一人暮らし高齢者の全戸訪問事業」及び「見守り活動促進事業」
(参考) 今後実施予定の指定管理者提案内容
(参考) 自主事業内容 ・南烏丸市営住宅、UR松ノ木町団地において、昨年度までに住民や関係機関と協働で居場所を立ち上げた。徐々に住民主体の運営に移行しており、その後方支援を実施しているが、今年度はコロナ禍でもあり、自粛状況が続いている。しかしながら居場所をきっかけに住民同士の見守りや支え合いの活動が生まれており、そのサポートを継続するため、毎月チラシや担当者との電話等にて介護予防普及啓発活動等を実施している。また、屋外で行える健康体操も宇賀神社の了解のもと立ち上げ、月2回から増回に向けて、また地域主体の活動に移行できるように取り組んでいる。

3 サービス提供状況

センター長 1名（併設デイと兼務） 主任介護支援専門員 1名 社会福祉士 3名 保健師 1名 介護支援専門員 3名（専任） 計9名
(参考) 今後実施予定の指定管理者提案内容

4 市内中小企業への発注に対する考え方

本会においては本会経理規程により、100万円以上に関しては、一般競争入札に付することとし、100万円未満の委託業務に関しては、随時契約としている。一般競争入札の場合は市内中小企業も含めて広く公募し、随時契約では市内中小企業にも配慮し、見積もり合わせを行っている。

5 施設の利用状況(施設の稼働率, 利用者数, 事業参加者数など)

(1) 介護予防支援給付対象者数(実績値)

3160 人

(2) 相談延べ件数(実績値)

2843 件

(3) 収支実績

ア 令和2年度収入状況(単位:円)

委託料	26,504,500
介護保険収入	16,259,232
その他	1,289,889
収入計	44,053,621

イ 令和2年度支出状況(単位:円)

人件費	36,362,962
事業費	2,899,879
委託費	1,995,712
小額修繕費	12,950
その他	2,781,818
支出計	44,053,321

6 施設の利用者満足度の把握

(1) 利用者満足度の把握状況

アンケートは実施していない(今後の課題となっている)。
毎月のモニタリングで満足度を把握している。

(2) 利用者満足度把握の結果

データとしては把握できていない。
日々の支援や活動状況について、朝礼や職員会議で報告・共有し合っており、地域役員などとも会議等含め情報交換し、概ね利用者の方々から満足いただけているものと把握している。

(3) 意見等への主な対応状況

苦情については全職員で必ず共有・協議し、適切に対応している。
苦情以外にご意見があった場合も全職員で共有・協議し、よりよいサービス提供につなげるよう心がけている。

7 その他特記事項

(1)

・併設のデイサービスセンター、ケアプランセンターや区社会福祉協議会などとも連携し、地域に向けての活動が円滑にできるよう積極的に取り組んでいる。
・南区認知症サポートネットワークに副代表として参画、サポーター講座開催やシンポジウム開催など、地域や関係機関との連携を強化する機会ともとらえ、取り組んでいる。他にも関係機関ネットワークとして「東九条ネットワーク連絡会」「新千本ネットワーク」などがあり、それぞれ地域性を重視し、社会福祉法人の地域公益取組への支援も絡めた活動としても有効なものとして機能するように積極的に参画している。

(2)

8 評価（指定管理者自己評価）

・担当する地域（陶化・東和・上鳥羽）の公的相談機関として毎月必ず民生児童委員協議会定例会に参加し相談に応じるなど、地域福祉組織との連携を深めながら業務を行ってきたが、今年度は会議事態が中止になることも多かったが、電話等を活用し取り組みについて検討、地域課題について共有した。
・コロナ禍においても介護予防普及啓発についてはあらゆる機会を利用し、多くの市民への啓発となるよう取り組んだ。
・行政、医師会、社会福祉協議会はじめ地域の福祉組織等とのネットワーク活動を重視し、すべてが参集することは難しかったが、コロナ禍でも担当圏域の地域包括ケア向上を目指した地域ケア会議なども行えた。
・コロナ禍で居場所の開催ができず、地域の担い手が居場所の継続に不安を感じる点を共有し会議で話し合った。包括、民生委員との連携から解決策を検討し、居場所の継続と利用者とのつながりについて取り組むことができた。
・外部研修の参加は難しかったが、職員の知識やサービスの質の向上のため、事例検討会を実施し援助方法の検討や再考を行った。また、その中で障害を理由とする差別の解消に向けた取り組みを推進するために勉強会を実施した。